

2 答申第 3 号
令和 2 年 5 月 7 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武 藤 知 之

答 申 書

令和 2 年 4 月 3 0 日付け 2 総政第 1 5 8 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

「特別定額給付金」の申請書送付及び申請情報入力業務等を民間事業者へ委託するに当たり、市が管理する給付対象者の情報を、オンライン結合等により受託事業者へ提供することにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 1 0 条第 1 項第 2 号）について

【特別定額給付金プロジェクト】

2 審議会の意見

「特別定額給付金」の申請書送付及び申請情報入力業務等を民間事業者へ委託するに当たり、市が管理する給付対象者の情報を、オンライン結合等により受託事業者へ提供することについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。